

下請代金支払遅延等防止法の繊維関連違反事例集

公正取引委員会HP

「下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組」より抜粋

平成29年3月

下請代金支払遅延等防止法の運用状況

| 時期 | 違反事項 | 業種 | 下請法取引違反の概要 | 関係法令 |
|-----|---------------------|---------|--|--|
| H14 | 書面等の交付義務 織 | 繊維卸売業 | <p>繊維卸売業を営むA社は、呉服の加工・仕立てを下請事業者に委託している。</p> <p>A社は、常に、発注内容が同じであり、また、単価及び支払条件をあらかじめ話し合いで決めていることから、発注は電話等により行っており、発注時に発注内容等の必要事項を記載して下請事業者に交付すべき書面（以下「発注書面」という。）を交付していない。</p> <p>本件では、A社に対して、発注の都度、必要事項を記載した発注書面を下請事業者に交付するよう警告した。</p> | 第3条第1項（書面等の交付義務） |
| H14 | 支払遅延の禁止 | 繊維卸売業 | <p>繊維卸売業を営むB社は、繊維製品の染色及び縫製等を下請事業者に委託している。</p> <p>B社は、毎月25日納品締切、翌月25日支払（手形支払の場合、手形期間90日）の支払制度を採っているが、一部の下請事業者に対し、25日の支払日に下請代金を支払わずに、手形満期相当日となる90日後に現金支払を行っており、また、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことから支払制度による支払を行わず、下請事業者の給付を受領してから60日を経過して下請代金を支払っていた。</p> <p>本件では、B社に対して、納品締切後30日以内で、かつ、できる限り短い期間内に下請代金を支払うよう、また、下請事業者からの請求書の提出が遅れた場合であっても支払制度どおり下請代金を支払うよう警告した。</p> | 第4条第1項第2号（支払遅延の禁止） |
| H14 | 書類保存義務、書面等の交付義務 | 繊維製品卸売業 | <p>繊維製品製造業を営むC社は、繊維製品の加工を下請事業者に委託している。</p> <p>C社は、下請事業者の給付の内容等必要記載事項を記載した書類を2年間保存していなかった。</p> <p>また、発注書面に、必要記載事項の一部である納期、下請代金の額、支払期日及び支払方法を記載していなかった。</p> <p>本件では、C社に対して、下請事業者の給付の内容等必要記載事項を記載した書類を2年間保存するよう、また、発注の都度、必要事項を記載した発注書面を下請事業者に対して交付するよう警告した。</p> | 第5条（書類の保存義務）、第3条第1項（書面の交付等の義務） |
| H14 | 下請代金の減額の禁止、書面等の交付義務 | 繊維製品卸売業 | <p>繊維製品卸売業を営むD社は、繊維製品の製造を下請事業者に委託している。</p> <p>D社は、「歩引き」と称して下請代金から一定額を差し引いて支払い、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。また、発注時に発注内容等の必要記載事項を記載して下請事業者に交付すべき書面に、必要記載事項の一部である支払期日及び支払方法を記載していなかった。</p> | 第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）、第3条第1項（書面等の交付義務） |

| | | | | |
|-----|--------------|---------|--|-------------------------|
| | | | <p>本件では、D社に対して、下請代金から減じた額（約180万円）を当該下請事業者に速やかに支払うよう、また、発注の都度、必要事項を記載した発注書面を下請事業者に対して交付するよう警告した。</p> | |
| H14 | 割引困難な手形交付の禁止 | 繊維工業 | <p>繊維工業を営むE社は、繊維製品の製織加工等を下請事業者に委託している。</p> <p>E社は、一部の下請事業者に対し、繊維製品以外の取引と併せ繊維製品の取引についても、下請代金の支払について、手形期間が90日を超える120日の手形を交付していた（手形期間が、繊維製品は90日、それ以外については120日を超える長期の手形は割引困難な手形と解される）。</p> <p>本件では、E社に対して、繊維製品の取引については手形期間を90日以内に短縮するよう警告した。</p> | 第4条第2項第2号（割引困難な手形交付の禁止） |
| H15 | 製品の返品 | 繊維製品販売業 | <p>衣料品等の製造を下請事業者に委託しているF社は、下請事業者に対し、自己の店舗における販売予定期間が経過し、売れ残ったことを理由に、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに下請事業者の給付に係る物品を引き取らせていた。</p> <p>本件では、F社に対して、下請事業者に取り寄せた給付に係る物品（約1900万円相当）を再び引き取るよう警告した。</p> | 第4条第1項第4号（製品の返品） |
| H15 | 購入強制 | 大規模小売業 | <p>衣料品の製造等を下請事業者に委託しているG社は、下請事業者に対し、外注担当者等を通じて、運動施設の利用券の購入を要請したことから、下請事業者は当該利用券の購入を余儀なくされた。</p> <p>本件では、G社に対して、下請取引に影響を及ぼす外注担当者等を通じて自社が指定する物品の購入要請を行わないよう警告した。</p> | 第4条第1項第6号（購入強制） |
| H15 | 製品の受領拒否 | 繊維製品製造業 | <p>寝具類の製造等を下請事業者に委託しているH社は、一部の下請事業者に対し、発注後の販売及び出荷状況の変動を理由として、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、あらかじめ定められた納期に下請事業者の給付を受領していなかった。</p> <p>本件では、H社に対して、発注書面の納期どおりに下請事業者の給付を受領するよう警告した。</p> | 第4条第1項第1号（製品の受領拒否） |
| H15 | 下請代金の支払遅延 | 繊維製品卸売業 | <p>学生服の製造等を下請事業者に委託しているI社は、一部の下請事業者に対し、半年間の納品で締め切り、締切後に下請事業者と合意した期日に下請代金を支払っているため、下請事業者の給付を受領してから60日を経過して下請代金を支払っていた。</p> <p>本件では、I社に対して、下請事業者の給付を受領してから60日以内で、かつ、できる限り短い期間内に下請代金を支払うよう警告した。</p> | 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号） |
| H15 | 下請代金の減額の禁止 | 繊維製品卸売業 | <p>各種衣料品の加工を下請事業者に委託しているJ社は、「歩引き」と称して、下請事業者を支払うべ</p> | 第4条第1項第3号 |

| | | | | |
|-----|-------------------|---------|--|---|
| | | | <p>き下請代金に一定率を乗じた額を当該下請代金から差し引くことにより、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。</p> <p>本件では、J社に対して、下請代金から減じた額（約700万円）を当該下請事業者に対し速やかに支払うよう警告した。</p> | （下請代金の減額の禁止） |
| H15 | 下請代金の減額の禁止 | 大規模小売業 | <p>衣料品等の製造を下請事業者に委託しているK社は、「広告宣伝費」と称して、下請事業者を支払うべき下請代金から差し引くことにより、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。</p> <p>本件では、K社に対して、下請代金から減じた額（約1600万円）を当該下請事業者に対し速やかに支払うよう警告した。</p> | 第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止） |
| H15 | 買ったたき | 繊維製品製造業 | <p>自動車用内装部品の製造を下請事業者に委託しているL社は、単価改定に当たり、過去数か月間の実績数量を基にした発注予定数量により単価改定を行っていたところ、実際に予定数量を下回った場合においても下請事業者と協議することなく単価を据え置いていた。</p> <p>本件では、L社に対して、見積り時に予定していた数量を下回る場合は、再度下請事業者と協議して単価を決めるよう警告した。</p> | 第4条第1項第5号（買ったたき） |
| H15 | 割引困難な手形の交付 | 繊維製品卸売業 | <p>繊維製品の染色等を下請事業者に委託しているM社は、一部の下請事業者に対する下請代金の支払について、手形期間が90日を超える手形を交付していた。</p> <p>本件では、M社に対して、繊維製品の取引については手形期間を90日以内に短縮するよう警告した。</p> | 第4条第2項第2号（割引困難な手形の交付） |
| H15 | 書類保存義務 | 繊維卸売業 | <p>繊維卸売業を営むN社は、下請事業者の給付の内容等必要事項を記載した書類を2年間保存していなかった。</p> <p>本件では、N社に対して、下請事業者の給付の内容等必要事項を記載した書類を2年間保存するよう警告した。</p> | 第5条（書類の保存義務） |
| H15 | 下請代金の支払遅延、下請代金の減額 | 繊維製品卸売業 | <p>各種衣料品の加工を下請事業者に委託しているO社は、不良品が納入された場合の担保として、下請事業者を支払うべき下請代金に一定率を乗じた額の支払を留保していた。また、下請事業者からの請求書未提出を理由として、下請事業者の給付を受領してから60日以内に下請代金を支払っていなかった。</p> <p>さらに「歩引き」と称して、下請事業者を支払うべき下請代金に一定率を乗じた額を当該下請代金から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。</p> <p>本件では、O社に対して、支払が遅延していた遅</p> | 第4条第1項第2号（下請代金の支払遅延）、第4条第1項第3号（下請代金の減額） |

| | | | | |
|-----|------------|----------|---|---------------------------|
| | | | 延利息(約60万円)及び下請代金から減じた額(約700万円)を下請事業者に対し速やかに支払うよう警告した。 | |
| H16 | 受け取り拒否 | 繊維製品製造業 | 寝具等の製造を下請事業者に委託しているP社は、販売先の売行き不振を理由として、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、納期を延期し、あらかじめ指定した納期に下請事業者の給付を受領していなかった。 本件では、P社に対して、発注書面の納期どおりに下請事業者の給付を受領するよう警告した。 | 第4条第1項第1号 (製品の受領拒否) |
| H16 | 下請代金の減額の禁止 | 繊維製品製造業 | 繊維製品の加工等を下請事業者に委託しているQ社は、「歩引き」と称し、下請代金から一定率を乗じて得た金額を差し引いて支払うことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。 本件では、Q社に対して、下請代金の減額行為を行わないよう警告した。 | 第4条第1項第3号 (下請代金の減額の禁止) |
| H16 | 下請代金の減額の禁止 | 各種商品小売業 | 衣料品の加工を下請事業者に委託しているR社は、「協賛金」と称し、下請代金から一定率を乗じて得た金額を差し引いて支払うことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。 本件では、R社に対して、下請代金から減じた額を当該下請事業者に対して速やかに支払うよう警告した。 | 第4条第1項第3号 (下請代金の減額の禁止) |
| H16 | 製品の返品 | 繊維・衣服製造業 | 衣服の製造を下請事業者に委託しているS社は、納入された衣服の受入検査を行っていないにもかかわらず、受領後に不良品を発見したとして返品をしていた。 本件では、S社に対して、下請事業者の給付に係る物品を下請事業者に返品しないよう警告した。 | 第4条第1項第4号 (製品の返品) |
| H16 | 製品の返品 | 各種商品小売業 | 衣料品等の製造を下請事業者に委託しているT社は、一部の下請事業者に対し、自己の店舗における商品の入替えや顧客からのキャンセルを理由に、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者から受領した衣料品等を引き取らせていた。 本件では、T社に対して、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付に係る物品を返品しないよう警告した | 第4条第1項第5号 (製品の返品) |
| H17 | 下請代金の減額の禁止 | 繊維製品卸売業 | 衣料品等繊維製品の製造を下請事業者に委託しているU社は、「割り戻し(歩引き)」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た金額を支払うべき下請代金から差し引くことにより、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。 | 第4条第1項第3号 (下請代金の減額の禁止) |
| H17 | 下請代金の減額の禁止 | 大規模小売業 | 自社ブランド製品の製造を下請事業者に委託しているV社は、下請代金を原則として手形で支払っている下請事業者の中で、一時的に現金での支払を希 | 第4条第1項第4号 (下請代金 |

| | | | | |
|-----|------------------|-----------|--|-----------------------------|
| | | | 望する下請事業者に対し、自社の短期調達金利相当額を超える額を割引手数料として下請代金から差し引くことにより、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。 | の減額の禁止) |
| H17 | 製品の返品 | 繊維・衣服等卸売業 | 織物等の製造を下請事業者に委託しているW社は、納入された商品について直ちに発見できない瑕疵があったとして、当該商品を受領してから6ヶ月を超えた後に返品を行っていた。 | 第4条1項第4号(製品の返品) |
| H17 | 有償支給原材料等の対価の早期決済 | 繊維製品製造業 | 衣料品の製造を下請事業者に委託しているX社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期限より早い時期に、支払うべき下請代金の額から当該原材料の対価を控除していた。 | 第4条第2項第1号(有償支給原材料等の対価の早期決済) |
| H17 | 割引困難な手形の交付 | 繊維工業 | 繊維製品の染色等を下請事業者に委託しているY社は、下請事業者に対し、手形期間が90日を超える手形(期間120日)を交付していた。 | 第4条第2項第2号(割引困難な手形の交付) |
| H17 | 不当な経済上の利益の提供要請 | 繊維製品製造業 | 婦人服等の製造を下請事業者に委託しているZ社は、下請事業者にとって直接利益にならないことが明らかであるにもかかわらず、自社製品のラベル貼りの作業を要請していた。 | 第4条第2項第3号(不当な経済上の利益の提供要請) |
| H18 | 下請代金の減額の禁止 | 繊維製品卸売業 | レース製品等繊維製品の製造を下請事業者に委託しているAA社は、自社の利益を確保するため、下請事業者に対して、「歩引き」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を負担するよう要請し、これに合意した下請事業者に対し、平成17年5月から同18年2月までの間、当該下請事業者を支払うべき下請代金の額から一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、当該事業者を支払うべき下請代金の額を減じていた。 | 第4条第1項第3号(下請代金の減額の禁止) |
| H18 | 下請代金の減額の禁止 | 繊維製品卸売業 | 繊維製品の染色加工等を下請事業者に委託しているAB社は、下請事業者を支払うべき下請代金から「歩引き」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た金額を差し引くことにより、また、手形の交付による支払に代えて現金による支払を行うに当たって、下請事業者を支払うべき下請代金から「金利引き」と称して手形期間分の金利相当分として自社の短期調達金利相当額を超える金額を差し引くことにより、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。 | 第4条第1項第3号(下請代金の減額の禁止) |
| H18 | 下請代金の減額の禁止 | 大規模小売業 | 自社が販売するプライベートブランド商品の製造を下請事業者に委託しているAC社は、自社の利益を確保するため、下請事業に対して、下請代金の額 | 第4条第1項第3号(下請代金 |

| | | | | |
|-----|------------------|-----------|--|---------------------------------|
| | | | に一定率を乗じて得た額又は仕入れ数量に一定額を乗じて得た額を負担するよう要請し、これに合意した下請事業者との間で覚え書きを締結。自社の衣料商品部との取引のある下請事業者に対して支払うべき下請代金の額から「販売奨励金」と称して半期毎の下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引き又は別途支払わせることにより、平成16年10月から同18年2月までの間、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、当該下請事業者に支払うべき下請代金の額を減じていた。 | の減額の禁止) |
| H18 | 有償支給原材料等の対価の早期決済 | 繊維製品製造業 | AD社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、下請事業者が製造加工して納品するまでの期間を考慮せずに当該原材料を使用した物品が納品される前に当該原材料の対価を下請代金から控除しているため、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から当該原材料の対価を控除していた。 | 第4条第2項第1号 (有償支給原材料等の対価の早期決済) |
| H18 | 下請代金の支払遅延 | 繊維製品製造業 | 子供服等の製造を下請事業者に委託しているAE社は、自社の事務処理遅れや下請事業者からの請求書の遅れを理由に、下請事業者の給付を受領してから60日を越えて下請代金を支払っていた。 | 第4条第1項第2号 (下請代金の支払遅延) |
| H19 | 有償支給原材料等の対価の早期決済 | 繊維・衣服等卸売業 | 寝装品の製造を下請事業者に委託しているAF社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、製造加工して納品するまでの期間を考慮せずに、有償支給原材料の代金の支払期日を定めていたことから、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、下請代金の額から当該原材料の対価を控除していた。 | 第4条第2項第1号 (有償支給原材料等の対価の早期決済) |
| H19 | 割引困難な手形の交付 | 繊維・衣服等卸売業 | 婦人下着等の製造を下請事業者に委託しているAG社は、下請事業者に対し、手形期間が90日を超える(98日)手形を交付していた。 | 第4条第2項第2号 (割引困難な手形の交付) |
| H20 | 製品の返品 | 繊維工業 | 織物製品の製造を下請事業者に委託しているAH社は、受入検査を下請事業者に委任しているのに、下請事業者の給付を受領した後に、不良品を発見したとして返品をしていた。 | 第4条第1項第4号 (製品の返品) |
| H20 | 買ったたき | 繊維・衣服等卸売業 | 呉服の仕立てを下請事業者に委託しているAI社は、下請事業者と十分な協議を行わず、一方的に下請代金の額を自社の希望単価まで引き下げて定めていた。 | 第4条第1項第5号 (買ったたき) |
| H20 | 割引困難な手形の交付 | 繊維製品製造業 | 繊維製品の製造を下請事業者に委託しているAJ社は、一部の下請事業者に対し、手形期間が90日を超える(150日)手形を交付していた。 | 第4条第2項第2号 (割引困難な手形の交付) |
| H21 | 下請代金の | 繊維製品 | 既製服の製造を下請事業者に委託しているAK社 | 第4条第1 |

| | | | | |
|-----|------------------|--------------------|--|----------------------------------|
| | 減額の禁止 | 卸売業 | は、自社の利益を確保するため、下請事業者に対し、「歩引き」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を負担するよう要請し、この要請に応じた下請事業者に対し、平成19年8月から同20年8月までの間、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該下請事業者に支払うべき下請代金の額を減じていた。 | 項第3号 (下請代金の減額の禁止) |
| H21 | 下請代金の減額の禁止 | 繊維製品 卸売業 | 呉服等の製造を下請事業者に委託しているAL社は、自社が開催する発表会の経費負担を軽減するため、下請事業者に対し、「仕入値引」と称して一定額を負担するよう要請し、この要請に応じた下請事業者に対し、平成19年10月から平成20年12月までの間、一定額を自社の利益を確保するため、下請事業者に対し、「宣伝引」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を負担するよう要請し、この要請に応じた下請事業者に対し、平成19年10月から平成20年12月までの間、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を手形の交付による支払に代えて現金による支払を行うに当たって、手形期間分の金利相当分として自社の短期調達金利相当額を超える額をそれぞれ差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該下請事業者に支払うべき下請代金の額を減じていた。 | 第4条第1 項第3号 (下請代金の減額の禁止) |
| H21 | 下請代金の減額の禁止 | 繊維製品 卸売業 | 婦人服等の製造を下請事業者に委託しているAM社は、下請事業者に対し、「歩引」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を負担するよう要請し、この要請に応じた下請事業者に対し、平成19年11月から平成21年2月までの間、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該下請事業者に支払うべき下請代金の額を減じていた。 | 第4条第1 項第3号 (下請代金の減額の禁止) |
| H21 | 下請代金の減額の禁止 | 繊維製品 卸売業 | タオル等の製造を下請事業者に委託しているAN社は、自社の利益を確保するため、下請事業者に対し、「歩引」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を負担するよう要請し、この要請に応じた下請事業者に対し、平成19年9月から平成21年2月までの間、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を、一部の下請事業者に対し、平成19年11月から平成21年5月までの間、手形の交付による支払に代えて現金による支払を行うに当たって、手形期間分の金利相当分として自社の短期調達金利相当額を超える額をそれぞれ差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該下請事業者に支払うべき下請代金の額を減じていた。 | 第4条第1 項第3号 (下請代金の減額の禁止) |
| H21 | 有償支給原材料等の対価の早期決済 | 織物・衣服・身の回り品 小売業 | 衣料品等の製造を下請事業者に委託しているAO社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、製造加工して納品するまでの期間を考慮せずに、下請代金の支払制度と有償支給原材料の対価の決済制度を同一にしていたことから、当該原材料 | 第4条第2 項第1号 (有償支払原材料等の対価の早期 |

| | | | | |
|-------|------------------------------|-----------|---|---|
| | | | を用いた給付に係る下請代金の支払い期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から当該原材料の対価を控除していた。 | 決済) |
| H 2 1 | 割引困難な手形の交付 | 繊維工業 | 子供服等の製造を下請事業者に委託しているAP社は、下請事業者に対し、手形期間が90日を超える(125日又は145日)手形を交付していた。 | 第4条第2項第2号 (割引困難な手形の交付) |
| H 2 2 | 下請代金の減額 | 繊維・衣服等卸売業 | タオルの製造等を下請事業者に委託しているAQ社は、下請事業者に対し、「歩引」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。 | 下請代金の減額(第4条第1項第3号) |
| H 2 2 | 下請代金の減額 | 繊維・衣服等卸売業 | かばん等の製造を下請事業者に委託しているAR社は、下請事業者に対し、手形の交付による支払に代えて現金による支払を行うに当たって、支払うべき下請代金の額から「歩引」として手形の交付による支払を行っていた分に相当する下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。 | 下請代金の減額(第4条第1項第3号) |
| H 2 2 | 割引困難な手形の交付 | 繊維・衣服等卸売業 | タオル製品の製造を下請事業者に委託しているAS社は、下請事業者に対し、手形期間が90日(繊維業において認められる手形期間)を超える(110日)手形を交付していた。 | 第4条第2項第2号 (割引困難な手形の交付) |
| H 2 3 | 下請代金の減額、製品の返品、不当な経済上の利益の提供要請 | 繊維・衣服等小売業 | 衣料品等の製造を下請事業者に委託しているAT社は、「消化促進値引き」として自社の在庫数量に一定額を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた(平成21年3月~平成22年2月)。下請事業者の製造した商品を受領した後、販売期間の終了した在庫商品を「一時返品特約」に基づき引き取らせ(平成21年9月~平成23年3月)、返品を行うに当たり、送料として金銭を提供させていた(平成21年9月~平成23年3月)。 | 第4条第1項第3号 (下請代金の減額) 第4条第1項第4号 (商品の返品) 第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請) |
| H 2 3 | 下請代金の減額、製品の返品 | 繊維・衣服等小売業 | 衣料品等の製造を下請事業者に委託しているAU社は、「オンライン基本料」、「データ提供料」又は「伝票発行」として一定額等を(平成21年12月~平成23年9月)、「超過保管料金」として自社の物流センターへの納品後一定期間を経過した商品の在庫数量に(平成21年12月~平成23年9月)、「マークダウン」として自社の店頭販売価格を引き下げることとした商品の在庫数量に(平成21年12月~平成23年3月)、それぞれ一定額を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。下請 | 第4条第1項第3号 (下請代金の減額) 第4条第1項第4号 (商品の返品) |

| | | | | |
|-----|------------------------------|-------------|--|---|
| | | | 事業者の製造した商品を受領した後、販売期間が終了し在庫となった季節商品であること、売行きが悪く在庫となった商品であること等を理由として又は受領後6か月を経過して引き取らせていた（平成21年12月～平成23年7月）。 | |
| H23 | 下請代金の減額 | 繊維・衣服等卸売業 | 衣料品等の製造を下請事業者に委託しているAV社は、「協賛金」、「特別協賛金」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。（平成22年2月～平成23年6月） | 第4条第1項第3号（下請代金の減額） |
| H24 | 下請代金の減額 | 繊維・衣服等小売業 | 衣料品等の製造を下請事業者に委託しているAW社は、「値引き」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成21年10月～平成22年11月） | 第4条第1項第3号（下請代金の減額） |
| H24 | 下請代金の減額 | 繊維・衣服等卸・小売業 | 衣料品等の製造を下請事業者に委託しているAX社は、「歩引き」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成22年9月～平成23年12月）。 | 第4条第1項第3号（下請代金の減額） |
| H24 | 下請代金の減額 | 繊維・衣服等小売業 | 衣料品等の製造を下請事業者に委託しているAY社は、「歩引」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成22年10月～平成23年10月） | 第4条第1項第3号（下請代金の減額） |
| H24 | 下請代金の減額、製品の返品、不当な経済上の利益の提供要請 | 繊維・衣服等小売業 | 衣料品等の製造を下請事業者に委託しているAZ社は、「リベート」として、下請代金の額の1年間の合計額が一定額以上となった場合に、当該合計額に一定率を乗じて得た額又は一定額を下請代金の額から減じていた（平成22年9月）。「値引き」として、自社の店頭販売価格を引き下げることとした商品の在庫数量に一定額を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成22年8月～平成23年2月）。 下請事業者の製造した商品を受領した後、販売期間が終了した際の在庫商品を引き取らせ（平成22年9月～平成23年7月）、さらに、返品を行うに当たり、返品に係る送料を提供させていた（平成22年9月～平成23年7月）。 | 第4条第1項第3号（下請代金の減額） 第4条第1項第4号（商品の返品） 第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請） |
| H24 | 下請代金の減額、不当な経済上の利益の提供要請 | 繊維・衣服等小売業 | 衣料品等の製造を下請事業者に委託しているBA社は、「値引」等として自社の店頭販売価格を引き下げることとした商品の在庫数量に一定額を乗じて得た額を（平成22年6月～平成23年5月）、「歩引き」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額を、下請代金の額から減じていた（平成22年6月～平成23年6月）。無償で発注データの入力作業を行わせていた（平成22年6月～平成24年2月）。 | 第4条第1項第3号（下請代金の減額） 第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請） |
| H24 | 下請代金の減額、製品の返 | 各種商品小売業 | 衣料品等の製造を下請事業者に委託しているBB社は、「事務手数料」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平 | 第4条第1項第3号（下請代金 |

| | | | | |
|-----|--|-------------------|---|---|
| | 品、 不当な経済 上の利益の 提供要請 | | 成22年9月～平成24年1月)。下請事業者の製造した商品を受領した後、販売期間が終了した際の在庫商品又は受領後6か月を経過した商品を引き取らせ(平成22年8月～平成24年5月)、うち、受領後6か月を経過した商品の返品を行うに当たり、返品に係る送料を提供させていた(平成22年8月～平成24年5月)。 | の減額) 第4条第1 項第4号 (商品の返 品) 第4条第2 項第3号 (不当な経 済上の利益 の提供要 請) |
| H24 | 受け取り拒 否 | 各種商品 小売業 | 衣料品等の製造を下請事業者に委託しているBC社は、発注書面に納期を記載せず、発注時まで、下請事業者の製造した商品を受領する期間として「納品期間」を口頭等の方法により伝え、顧客からの受注状況に応じて、自社が必要とする都度、下請事業者に納品を指示して、当該下請事業者の製造した商品を受領する方法を採ることにより、「納品期間」の末日を経過しているにもかかわらず、当該下請事業者の製造した商品の一部を受領していない。 | 第4条第1 項第1号 (受領拒 否) |
| H28 | 下請代金の 減額、 製品の返 品、 不当な経済 上の利益の 提供要請 | 繊維・衣 服等小売 業 | 衣料品等の製造を下請事業者に委託しているBD社は、「買先負担額」(平成26年7月～平成27年12月)、「媒体製作費協賛金」(平成26年12月又は平成27年5月)を下請代金の額から減じていた。 下請事業者の製造した商品を受領した後、注文受付期間の終了した際の在庫商品を引き取らせ、商品の返品を行うに当たり、返品に係る送料を提供させていた(平成26年6月～平成27年12月)。 消費者から返品された自社商品を再包装等するための費用を提供させていた(平成26年7月～平成27年12月) | 第4条第1 項第3号 (下請代金 の減額) 第4条第1 項第4号 (商品の返 品) 第4条第2 項第3号 (不当な経 済上の利益 の提供要 請) |

出典：公正取引委員会HP

下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組

<http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/shitaukesonota/index.html>

(平成29年2月末現在)